

業務指示書

ベトナム国証券市場活性化に向けた市場環境整備・改善支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年5月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員には入れません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：証券市場整備に関する実施、調査、技術支援等の各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/国営企業株式会社化（制度面））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：証券市場制度整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 市場監視（制度・運用ルール）】

- 1) 類似業務の経験：市場操作監視・規制に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0056 円 , US\$1 = 119.64 円 , EUR1 = 129.83 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/国営企業株式会社化(制度面)
市場監視(制度・運用ルール)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.35 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月8日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国証券市場活性化に向けた市場環境整備・改善支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	10.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/国営企業株式会社化（制度面）	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 市場監視（制度・運用ルール）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 プロジェクトの背景・目的】

1. プロジェクトの背景

ベトナム政府は、2013年3月「2011年から2020年にかけての証券市場発展戦略」（首相決定252号）を承認、証券市場の抱える各種課題に対し2020年までの市場発展の方向性、課題解決の為の施策を示した。同戦略では、市場の透明性・公平性・コーポレートガバナンスの強化、市場監督の強化、投資家保護強化に取り組むとしており、現在政府主導で改革が進められている国営企業及びその他企業の資金調達・コーポレートガバナンス改善に資する市場の発展に取り組むこと、監督当局の市場監視・監督能力の強化、またデリバティブ市場の創設に取り組む等の施策が掲げられている。

JICAは、2012年度より世界銀行との協調融資による「経済運営・競争力強化借款」（Economic Management and Competitiveness Credit、以下「EMCC」という。）を通じて、金融セクターの安定化、国営企業改革の促進、財政規律の強化（債務管理強化を含む）、ビジネス環境整備等の改革を支援している。EMCCは、3フェーズに分けて実施しており、第1フェーズ（以下、「EMCC1」という。）は、2012年1月から2013年1月まで、第2フェーズ（以下、「EMCC2」という。）は、2013年2月から2014年1月まで、第3フェーズ（以下「EMCC3」という。）は、2014年2月から2015年12月まで実施中である。

このような背景のもと、2015年1月に、ベトナムの証券監督当局である財政省傘下国家証券委員会（State Securities Commission、以下「SSC」という。）からJICAに対し、(1) 国営企業の株式会社化・上場促進に係る助言、(2) 証券市場監視の業務改善に係る助言、(3) 株式公開企業の情報開示改善に係る助言、(4) デリバティブ（金融派生商品）市場の創設に向けた清算業務構築に係る助言、の4項目について協力要請が寄せられた。

本要請について、EMCC1及びEMCC2による支援を通じベトナム政府が策定した政策の執行促進への寄与及び実施中のEMCC3における政策目標の達成促進に寄与することから、JICAは本要請に対応した支援を実施することとした。EMCC1、EMCC2においてベトナム政府が策定した政策、執行面の課題、ならびにEMCC3における政策目標は次の通り。

- (1) EMCCを通じて支援する、国営企業の運営改善に係る政策、政策目標
- ① 総公社・経済グループを中心とした「国営企業改革計画（2011～2015年）」の策定（EMCC1を通じ政策策定を支援）
 - ② ノン・コア事業5業種（銀行、保険、証券、不動産、投資ファンド）からの撤退決定を含む、経済グループ全社の改革計画の発布（EMCC2を通じ政策策定を支援）
 - ③ 最低5つ以上の経済グループによる上記ノン・コア5業種からの撤退完了（EMCC3を通じ支援中。2015年12月末が目標達成月）。

ベトナム政府は、上記①の「国営企業改革計画（2011～2015年）」（首相決定929号）を2012年7月に承認した。同計画は、2015年までの国営企業改革全体の改革計画を示すものである。同計画における主たる施策として、国営企業の株式会社化（及び一部民営化）を行なうとし、具体的な目標として2014年から2015年末にかけて

500社以上を株式会社化することを掲げているが、2014年中に株式会社化された企業は150社に満たない。この主な理由として、株式会社化及びほぼ同時に行なう新規株式公開（IPO）のプロセスにおいて、株式の適正な価格付けがなされない、投資家への十分な情報開示がなされない等の課題があり、本案件を通じこれら課題解決の促進を支援する。なお、株式公開を行なった国営企業は、国家証券委員会の監督対象となる。

また、ベトナム政府は、上記②に関連する施策として、2014年9月に首相決定51号を發布し、ノン・コア事業からの撤退（ノン・コア事業を実施する子会社売却）促進策として簿価以下（市場価格）での事業売却を認めることとした。更に、株式会社化した国営企業は6ヵ月以内に未上場公開会社市場（Unlisted Public Company Market、以下「UPCoM」という。）に登録を行なうこと、及び証券取引所の上場基準を満たす国営企業については株式会社化から1年以内に上場を行なうことが義務付けられた。これら施策により株式会社化された国営企業が短期間のうちに大量に株式市場に流れ込むこととなり、当局による市場監視機能（価格操作・インサイダー取引などの不正行為監視等）の強化及び企業の情報開示強化が喫緊の課題となっている。このため、本案件によりSSCの市場監視機能及び企業の情報開示促進を支援する。

（2）EMCCを通じて支援する、財政規律の強化に係る政策、政策目標
公的債務管理戦略（2011～2020年）の策定（EMCC1を通じ政策策定を支援）

ベトナム政府は、急増傾向にある公的債務（注）の管理強化に向けて、2012年7月に公的債務戦略を承認した。同戦略では、政府借入の太宗を占める国債について、今後は中長期国債（5～10年物）を発行していくとしている。また中長期国債の円滑な消化に向けた施策として、中長期国債に対応した国債デリバティブ商品を開発していくとしており、2016年中にデリバティブ市場を創設予定である。

本案件では、デリバティブ取引の中央清算機関（Central Counterparty）の機能を担うベトナム証券預託機関（Vietnam Securities Depository、以下「VSD」という。）に対し、デリバティブ商品の清算業務計画への助言を行なうことにより、2016年中のデリバティブ市場の円滑な運営開始を支援する。

（注）IMF DSA2014年度版参考値：2008年の公的債務残高対GDP比約43%、2014年同60%。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの概要

SSCからJICAに対して支援要請が寄せられた項目に関する情報収集・分析を行ない、SSCを含むベトナム側関係機関に対し課題解決に必要な助言・提言を行なうことを目的とする。

（2）期待される成果

- ① 国営企業の株式会社化、UPCoMへの登録、証券取引所への上場が促進される。
- ② SSCの証券市場監視能力が改善される。
- ③ 公開企業の情報開示が改善される。
- ④ デリバティブ市場創設に向けた清算業務の計画検討が進む。

(3) 対象地域

ハノイ市、ホーチミン市

(4) 関係官庁・機関

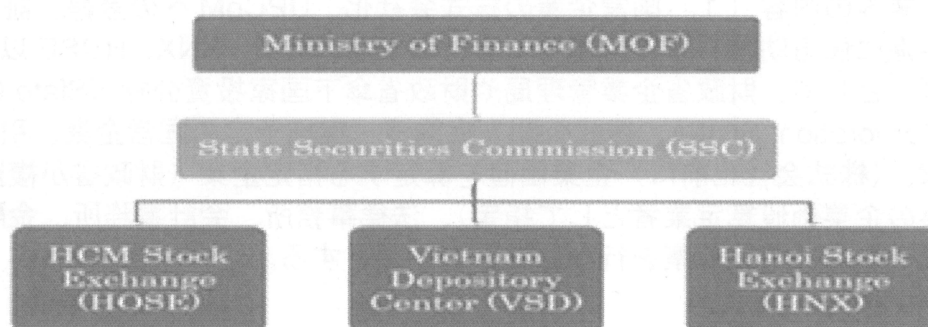
SSC

VSD

ハノイ証券取引所 (Hanoi Stock Exchange、以下「HNX」という。)

ホーチミン証券取引所 (Ho Chi Minh Stock Exchange、以下「HOSE」という。)

なお、SSCは財政省傘下の機関であり、VSD、HNX、HOSEはSSCが監督する国営法人である。組織図は次の通り。



(5) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

- ① 円借款「経済運営・競争力強化借款」(2012年度～2015年度(予定))
- ② 技術協力プロジェクト「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力強化向上プロジェクト」(2014年3月～2017年2月)
- ③ 技術協力プロジェクト「証券取引所機能強化プロジェクト」(2006年9月～2007年3月)
- ④ 課題別研修「アジア地域証券取引所整備(ベトナム1カ国対象)」(2012年度～2014年度)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. プロジェクト概要」で記載された成果を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 業務実施体制(日本側)

本契約によるコンサルタントに加え、下記「5. 業務内容(1)」の業務履行にあ

たっては、別途、JICA が協力を依頼する日本証券業協会の専門家と密な情報共有・連携を図ること。また、下記「5. 業務内容（4）」の業務を除いた業務履行にあたっては、JICA が実施中の技術協力プロジェクト「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」と密な情報共有・連携を図ること。

（2）技術移転の方法

日常的な業務の実施にあたっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、SSC を始めとするカウンターパートと密接に協働して活動を進めていくことを基本とし、カウンターパートに対する提案内容については、事前に JICA と共有・相談すること。

（3）多様な関係者からの情報収集

「2. プロジェクトの概要（4）関係官庁・機関」に掲げる本業務実施上の直接的なカウンターパート以外からも積極的な情報収集が必要であることに留意する。特に以下の「5. 業務の内容（1）国営企業の株式会社化、UPCoM への登録、証券取引所への上場促進に係る助言」の業務履行にあたっては、SSC、HNX、HOSE 以外のステークホルダーとして、財政省企業管理局や財政省傘下国家投資公社（State Capital Investment Corporation; SCIC）、株式公開を実施済・実施予定の国営企業、引受証券会社、投資家、（株式会社化前に）企業価値を算定する指定企業（財政省が複数の企業を国営企業の企業価値算定業者として指定）、法律事務所、会計事務所、金融情報サービス会社等からの情報収集を行なうことを必須とする。

5. 業務の内容

（1）国営企業の株式会社化、UPCoM への登録、証券取引所への上場促進に係る助言

- ① 国営企業の新規株式公開（Initial Public Offering: IPO）時に係る法制度、売出し方法・フロー（含む公開価格の決定方法）、IPO 前の情報開示ルール及び実際の開示内容、及び株式公開に関する各ステークホルダーの機能・役割・権限等についてレビュー・分析を行ない、株式売却が円滑に進まない要因（含む外国投資家のへの売却が進まない要因）を特定する。
- ② 株式会社化後の国営企業のUPCoM登録及び証券取引所への上場に関するルール、ならびに上場後の開示義務や上場廃止基準についてレビューし、株式会社化（IPO）から取引所上場に到るプロセスや上場銘柄の品質管理プロセスについて改善点を洗い出す（例：日本と同様にIPOと上場を一度に行うことや、IPOから上場までの期間を短縮すること、更には上場廃止基準の見直し等について検討を行う）。
- ③ 次項の提案内容の検討過程において、必要に応じ、我が国を中心とする先進各国における新規株式公開に係る法制度、売出し方法・フロー、株式公開前の情報開示ルール、各ステークホルダーの機能・役割・権限等について、紹介する。
- ④ 特定した要因について、SSCを含めた各ステークホルダーが取り組むべき事項について提案を英語及びベトナム語で作成するとともに、特にSSCに対しては具体的な業務改善の内容（制度改善や制度運用ルールの改善）について提案を作成する。また、特に日本企業（含む売買仲介者）向けの情報提供方法の改善、充実について具体的な提案を作成する。

- ⑤ 各ステークホルダーが取り組むべき事項（提案内容）について、各ステークホルダーを対象としたワークショップ開催について、JICA、コンサルタント、SSC間で協議・合意のうえで、各ステークホルダーに提案内容を伝えることとする。（ワークショップ開催に関する費用は、コンサルタントの現地業務費用（渡航費・日当・宿泊・国内移動費等）、資料作成・印刷費、通訳備上費が本契約の見積対象となる）。

（2） SSCによる証券市場監視の業務改善に係る助言（含む市場監視 IT システム上の課題）

- ① SSCが行なう市場監視業務の実施体制・業務内容・フロー分析（含む現行の市場監視 IT システムの機能・運用方法のレビュー、証券取引所等との業務連携内容のレビュー）を行ない、課題を明らかにする。
- ② 我が国を中心とする先進各国当局・自主規制機関等が実施する市場監視業務について、特に価格操作やインサイダー取引の監視・取締強化の実務例を紹介する。
- ③ SSCの市場監視業務の課題について、業務内容・フローに課題がある場合は、改善に向けた助言・提案を英語で作成する。

（3） 株式公開企業の情報開示改善に係る助言（含む SSC の有する情報開示 IT システム上の課題）

- ① SSCの監督対象である（株式）公開企業の情報開示の現状について、関連法制度のレビュー、SSCの監督業務内容・フロー分析（含む現行の開示 IT システムの機能・運用上方法のレビュー、証券取引所との業務連携内容のレビュー）、発行体側の抱える課題等について分析を行ない、課題を明らかにする。
- ② 次項の提案内容の検討過程において、必要に応じ、我が国を中心とする先進各国当局・自主規制機関が行なう情報開示促進の取り組み・業務を紹介する。
- ④ 情報開示の改善に向けて、SSCが取り組むべき事項（業務改善）について助言・提案を英語で作成する。

（4） デリバティブ（派生商品）市場の創設に向けた関連 IT システム新規構築に係る助言

現在 VSD が計画している清算業務フロー案に基づいて、清算システム（IT）の構築計画に係る助言を行うとともに、清算業務フロー案について課題がある場合には改善に向けた提案を英語で作成する。

なお、上記（4）の業務実施にあたっては、現在ベトナム政府内で検討中のデリバティブ市場創設に係る政令（2015年第2四半期公布見込み）及び通達など関連法令の最新の検討状況に留意しながら、公布される法令と齟齬が生じないようベトナム側関係機関と十分に協議したうえで助言・提案を行なうこととする。

6. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：2 部
ワーク・プラン	業務開始から 10 日以内	英文：2 部
「5. 業務の内容」(1)～(4)において作成するカウンターパートに対する提案書	(1)～(4)の各業務完了時にカウンターパートに対して提出する。 ※JICA に対しては、業務完了報告書に添付して提出すること。	(1)の提案書は英越各 10 部 (2)～(4)は英文各 10 部 (1)の提案書は、ワークショップ開催は未定であるものの、見積には英越 150 部ずつ本見積に含めること。
業務完了報告書 (カウンターパートに提出する提案書(英文)全文の和訳は不要、概要を報告書本文に記載し、全文を添付すること。)	業務完了時 (2015 年 9 月中旬)	和文：2 部 CD-R：2 枚

(2) 報告書の印刷仕様／電子化仕様

業務完了報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

【第 3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2015 年 6 月中旬に業務を開始し、同年 6 月下旬を目途にワークプランを提出、2015 年 9 月中旬にかけて業務を実施する。

なお、より早い期間で業務完了が可能な場合は、プロポーザルにおいてその旨提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安

約 10.21 人月

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付（目安）を超える提案を行なう場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/国営企業株式会社化（制度面）（2号）
- 2) 市場監視（制度・運用ルール）（3号）
- 3) 市場監視（ITシステム）
- 4) 情報開示（制度・運用ルール）
- 5) 情報開示（ITシステム）
- 6) デリバティブ商品清算業務・ITシステム
- 7) 国営企業株式会社化（実態調査）

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) ワークショップ等の実施経費（会場備上費等）

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- ・ 「2011年から2020年にかけての証券市場発展戦略」（2013年3月、首相決定252号）（英文）

【閲覧資料】

次の資料については、JICA本部内にて閲覧を許可する。閲覧の申し込みについては、JICA 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 内藤（E-mail: Naito.Yuko@jica.go.jp, Tel:03-5226-9091（直通））まで事前に連絡すること。

- ・ 「【第2プロジェクトの背景・目的】2. プロジェクトの概要（5）本業務に関連する我が国の主な援助活動」に掲げる技術協力及び有償資金協力に係る資料

5. 現地再委託

次の項目については、現地再委託を想定し、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。

- ・ 「【第2プロジェクトの背景・目的】5. の内容（1）」に掲げる、各ステークホルダーからの情報収集・分析（含むヒアリング）
- ・ 「【第2プロジェクトの背景・目的】5. 業務の内容（3）」に掲げる、情報開示において発行体側の抱える課題に関する情報収集・分析（含む発行体へのヒアリング）

再委託業務の実施にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他留意事項
特になし。

以上